

# 四 半 期 報 告 書

(第17期第3四半期)

自 2010年7月1日  
至 2010年9月30日

株式会社ジュピターテレコム

(E04475)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	23
3 【役員の状況】 .....	23
第5 【経理の状況】 .....	24
1 【四半期連結財務諸表】 .....	25
2 【その他】 .....	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	37

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2010年11月11日

**【四半期会計期間】** 第17期第3四半期(自 2010年7月1日 至 2010年9月30日)

**【会社名】** 株式会社ジュピターテレコム

**【英訳名】** Jupiter Telecommunications Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 森 泉 知 行

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

**【電話番号】** (03) 6765-8100

**【事務連絡者氏名】** 財務・経理本部長 本 宮 洋 人

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

**【電話番号】** (03) 6765-8100

**【事務連絡者氏名】** 財務・経理本部長 本 宮 洋 人

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第16期 第3四半期 連結累計期間	第17期 第3四半期 連結累計期間	第16期 第3四半期 連結会計期間	第17期 第3四半期 連結会計期間	第16期
会計期間		自 2009年 1月1日 至 2009年 9月30日	自 2010年 1月1日 至 2010年 9月30日	自 2009年 7月1日 至 2009年 9月30日	自 2010年 7月1日 至 2010年 9月30日	自 2009年 1月1日 至 2009年 12月31日
営業収益	(百万円)	245,968	267,750	83,490	90,212	333,724
税金等控除前利益	(百万円)	41,773	46,749	13,420	15,595	57,834
当社株主帰属四半期 (当期)純利益	(百万円)	21,555	28,642	7,246	8,418	30,453
当社株主帰属資本	(百万円)	—	—	365,991	401,037	374,902
総資産額	(百万円)	—	—	780,392	807,142	801,657
1株当たり当社株主帰属 資本	(円)	—	—	53,354.56	57,927.77	54,649.54
1株当たり当社株主帰属 四半期(当期)純利益	(円)	3,142.54	4,149.80	1,056.48	1,216.36	4,439.56
希薄化後1株当たり当社 株主帰属四半期(当期) 純利益	(円)	3,141.90	4,144.81	1,056.18	1,215.39	4,438.57
自己資本比率	(%)	—	—	46.9	49.7	46.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	89,285	88,172	—	—	123,626
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△34,468	△40,866	—	—	△56,558
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△16,987	△39,344	—	—	△24,145
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	—	—	59,333	72,388	64,426
従業員数	(名)	—	—	10,764	11,383	10,988

- (注) 1 当社は、米国で一般に公正妥当と認められている会計基準(以下「米国会計基準」という)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
- 2 営業収益には消費税等は含まれておりません。
- 3 1株当たり当社株主帰属資本、1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益、希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益の計算におきましては、発行済株式数から自己株式を控除して計算しております。
- 4 自己資本比率については、小数点第2位を四捨五入して記載しております。
- 5 従業員数には、連結子会社以外への出向者を含めておりません。契約社員及び派遣社員の当四半期末(前期末)の雇用人数を含めて記載しております。

## 2 【事業の内容】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、「ワン・ストップ・ショップ」としてケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話サービスを、当社グループのブロードバンド（高速・大容量）・ネットワークを通じ「J:COM」ブランドで総合的に提供することを主な事業としております。

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、主要な関係会社に重要な変更はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2010年9月30日現在

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
5,385名	3,153名	2,845名	11,383名

(注) 米国会計基準における連結会社の就業人員の合計数であります。

### (2) 提出会社の状況

2010年9月30日現在

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
2,082名	1,131名	1,256名	4,469名

(注) 他社へ出向中の従業員を除き、社外からの出向者を含めた就業人員数を記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

当第3四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第3四半期 (自 2010年7月1日 至 2010年9月30日)	前年同四半期比
	金額(百万円)	(%)
利用料収入等 (注)3	75,110	103.8
その他の収入	15,102	136.1
合計	90,212	108.1

(注) 1 金額には消費税は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績については総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありませんので記載を省略しております。

3 利用料収入等の内訳は、ケーブルテレビ利用料収入40,432百万円、インターネット利用料収入21,873百万円、電話利用料収入12,805百万円であります。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載しております「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の変更はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におきましては、景気の低迷などを背景に有料多チャンネル放送サービス市場が伸び悩み、大手通信事業者などとの厳しい競争状況が続く中、当社グループは、サービス加入世帯数を拡大するボリューム戦略と加入世帯当たり月次収益(Average Revenue Per Unit, 以下ARPU)の向上を目指すバリュー戦略を引き続き推進いたしました。

ボリューム戦略では、多様化するお客様のニーズに応えるため、2010年7月15日より集合住宅向けに新たなパッケージサービス「J:COM TV My style セレクト」の提供を開始いたしました。これは、地上デジタル放送及びBSデジタル放送に、高速インターネット接続サービスや固定電話サービスなどの通信系サービスに加えて、ビデオ・オン・デマンド(VOD)サービス(「J:COMオン デマンド」)の「見放題パック」を選択してご利用いただく新しいパッケージサービスです。また、2011年7月24日に迎える地上波放送の完全デジタル化に向けた施策として、当社グループのサービスエリア内にある138万世帯の未接続難視共聴世帯の取り込みにも引き続き注力いたしました。その結果、地上波放送の再送信サービスを提供することでそれらの施設管理者と合意に至った世帯数は、当第3四半期連結会計期間末累計で約91万世帯となりました。また、同時に合意済み世帯の有料顧客化を推進し、累計で約62,000RGU(収益獲得単位数)を獲得いたしました。

その他、サービス提供エリア拡大を通じた加入世帯数の増加にも積極的に取り組み、2010年8月1日に、神奈川県秦野市及び伊勢原市をサービスエリアとするJ:COM秦野・伊勢原局を開局いたしました。

バリュー戦略では、放送チャンネルのハイビジョン化を推進するとともに、VODサービスにおいては、専門チャンネルで放送中の番組を、放送途中でも番組の最初からVODで無料で見ることができる「追っかけ再生」サービスの提供をスタートするなど、魅力あるケーブルテレビサービスの提供に取り組みました。また、当社企業価値のさらなる向上を図るため、当社とKDDI株式会社（以下、KDDI）間でアライアンスに関する検討を引き続き行い、具体的なアライアンスの第一弾として、2010年8月1日より9月30日までの期間、当社のケーブルテレビを始めとする各サービスとKDDIのau携帯のクロスセル・プロモーションを関西地区において実施いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における連結運営会社の総加入世帯数（いずれか1つ以上のサービスに加入している世帯数）は、前年同四半期連結会計期間末（以下、前年同期末）の3,247,300世帯から129,400世帯（4%）増加し3,376,700世帯となりました。サービス別では、ケーブルテレビサービスの加入世帯数は、前年同期末の2,587,900世帯から44,100世帯（2%）増加し、2,632,000世帯となりました。うち、「J:COM TVデジタル」の加入世帯は、前年同期末の2,263,500世帯から351,100世帯（16%）増加し2,614,600世帯となり、ケーブルテレビサービス加入世帯に占める比率は前年同期末の87%から99%に上昇しました。高速インターネット接続サービスおよび電話サービスの加入世帯数は、前年同期末の1,559,400世帯、1,714,400世帯からそれぞれ106,300世帯（7%）、196,800世帯（11%）増加し、1,665,700世帯、1,911,200世帯となりました。これにより、ケーブルテレビ、高速インターネット、電話の3サービス合計提供数は、前年同期末の5,861,700世帯から、347,200世帯（6%）増加の6,208,900世帯となり、1加入世帯当たりの平均サービス提供数は、1.81から0.03ポイント上昇の1.84となりました。また、当第3四半期連結累計期間のARPUは前年同期の7,715円から34円減少し7,681円となっております。

以下の経営成績の記載におきましては、買収後1年間において、被買収企業等を連結することにより連結財務諸表に与える実影響額を「買収による影響額」とし、それを除いた増減額を既存連結子会社における変動額としています。なお、当第3四半期連結会計期間に買収による影響額の対象となる範囲は、株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティングとその子会社（2009年10月に連結子会社化）、すずらんケーブル（2010年2月1日に当社の連結子会社である株式会社ケーブルネット神戸芦屋が財団法人京阪神ケーブルビジョンより譲受）、こうべケーブルビジョン（2010年4月1日に上述の株式会社ケーブルネット神戸芦屋が財団法人神戸市開発管理事業団より譲受）及びケーブルビジョン葛西（2010年6月1日に当社の連結子会社である江戸川ケーブルテレビ株式会社が財団法人東京ケーブルビジョンより譲受）です。

当第3四半期連結会計期間の営業収益は、前年同四半期の83,490百万円から、買収による影響額3,913百万円（5%）及び既存連結子会社分の増加額2,809百万円（3%）により6,722百万円（8%）増加し、90,212百万円となりました。うち利用料収入は、買収による影響額222百万円、既存連結子会社分が2,496百万円（3%）増加したことにより、前年同四半期の72,392百万円から2,718百万円（4%）増加の75,110百万円となっております。

サービス別の利用料収入は、ケーブルテレビサービスが、前年同四半期の39,196百万円から1,236百万円（3%）増加の40,432百万円、高速インターネット接続サービスが、前年同四半期の20,942百万円から931百万円（4%）増加の21,873百万円、電話サービスが、前年同四半期の12,254百万円から551百万円（4%）増加の12,805百万円となりました。各サービスの利用料収入の増加は、主に連結子会社の加入世帯数の増加に伴うものですが、ケーブルテレビサービスにおいては、当第3四半期連結会計期間末のデジタル化率が前年同期末の87%から99%に上昇したこと、また、ブルーレイを中心としたHDRなどデジタルサービスへの加入が増加したことが寄与いたしました。高速インターネット接続サービスでは、バンドル化の進展による月額基本料金の割引の増加により、また電話サービスについては、バンドル化の進展による月額基本料金の割引の増加及び通話料収入の減少により、一部が相殺されております。なお、既存連結子会社におけるサービス別利用料収入の増加率は、ケーブルテレビサービスが3%、高速インターネット接続サービスが4%、電話サービスが4%となっております。

当第3四半期連結会計期間の営業収益—その他は、前年同四半期の11,098百万円から4,004百万円(36%)増加の15,102百万円となりました。主な増加要因は買収による影響額3,691百万円です。

営業費用は、当第3四半期連結会計期間において、番組・その他営業費用が前年同四半期の30,669百万円から4,227百万円(14%)増加の34,896百万円となりました。主な増加要因は、買収による影響額3,079百万円です。販売費及び一般管理費は、前年同四半期の16,065百万円から1,835百万円(11%)増加の17,900百万円となりました。これは主にプロモーション施策等の広告宣伝関連費用、人件費の増加、及び買収による影響額412百万円によるものです。

減価償却費は、当第3四半期連結会計期間において、前年同四半期の22,167百万円から1,022百万円(5%)減少の21,145百万円となりました。これは、新規加入者へのサービス提供に関連した固定資産の増加、買収による影響額357百万円がある一方で、前年同四半期に一部の固定資産において一括償却を行ったためです。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における営業利益は前年同四半期の14,589百万円から1,682百万円(12%)増加の16,271百万円となりました。

支払利息—純額は、当第3四半期連結会計期間において、前年同四半期の1,337百万円から73百万円(6%)減少の1,264百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間の税金等控除前利益は、前年同四半期の13,420百万円から2,175百万円(16%)増加の15,595百万円、当社株主帰属四半期純利益は、前年同四半期の7,246百万円から1,172百万円(16%)増加の8,418百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末の801,657百万円から5,485百万円増加し、807,142百万円となりました。これは主として営業活動及びストック・オプションの行使による現金及び現金同等物の増加によるものですが、借入金の返済等により一部が相殺されております。

負債合計は、主に借入金の返済により、前連結会計年度末の412,066百万円から22,580百万円減少し、389,486百万円となりました。

当社株主帰属資本は、前連結会計年度末の374,902百万円から26,135百万円増加し、401,037百万円となりました。これは主として当社株主帰属四半期純利益が増加したこと及びストック・オプションの行使に割り当てたことにより自己株式が減少したことによるものですが、配当金の支払により一部が相殺されております。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、当第3四半期連結会計期間に11,480百万円減少し、72,388百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動の結果得られた資金は28,133百万円で、前年同四半期の31,783百万円に比べ3,650百万円の減少となりました。これは収益の向上と、営業債権債務が変動したことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間に投資活動に使用した資金は15,442百万円で、前年同四半期の11,215百万円の使用に比べ4,227百万円の増加となりました。これは、主に資本的支出が4,186百万円増加したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間に財務活動に使用した資金は24,171百万円で、前年同四半期の930百万円の使用に比べ23,241百万円の増加となりました。これは、主に借入金の返済額(純額)が12,557百万円増加したことによるものですが、前年同四半期にあった社債発行による収入10,000百万円が当四半期にはなかったことにより、資金使用額の増加幅が大きくなっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な計画の変更、重要な計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
優先株式	5,000,000
計	20,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2010年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2010年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,947,813	6,947,813	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準的な株式
計	6,947,813	6,947,813	—	—

- (注) 1 提出日現在の発行数には、2010年11月1日から提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- 3 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、2010年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

(ア) 2010年2月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	475
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	475 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2010年3月16日 至 2018年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2012年2月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2012年3月1日から2018年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

① 2013年2月28日まで 50%

② 2018年2月28日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2010年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2010年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(イ) 2010年2月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	283
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	283 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2010年3月16日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は監査役の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア) 又はイ) に定める事由（ただし、イ) については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
- ア) 新株予約権者が2028年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2028年3月1日から2030年2月28日まで新株予約権を行使できるものとします。
- イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には）、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2010年2月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（長期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2010年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(ウ) 2009年4月23日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	682
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	682 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2009年5月16日 至 2017年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- 3
  - ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
  - ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由（ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
    - ア) 新株予約権者が2011年4月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2011年5月1日から2017年4月30日まで新株予約権を行使できるものとします。
    - イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には）、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。
  - ① 2012年4月30日まで 50%
  - ② 2017年4月30日まで 100%
- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は）、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2009年4月23日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（中期・株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2009年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(エ) 2009年3月25日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	269
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	269 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2009年4月16日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2027年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2027年4月1日から2029年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2009年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(長期・株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2009年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(オ) 2008年7月29日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	248
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	248 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2008年8月16日 至 2016年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2010年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2010年8月1日から2016年7月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。

① 2011年7月31日まで 50%

② 2016年7月31日まで 100%

- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2008年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2008年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(カ) 2007年4月27日開催の取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	169
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	169 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2007年5月16日 至 2027年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

3 ① 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役いずれの地位をも解任等の事由以外で喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由(ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2025年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合には、2025年4月1日から2027年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には(株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には)、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。

4 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

5 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2007年4月27日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」及び「2007年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(キ) 2006年3月28日開催の株主総会決議によるもの

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	120 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2006年4月26日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

この調整は当該時点で行使される新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。また、当社が他社と新設合併若しくは吸収合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び業務執行上で中枢的な役割を担う重要な役職の地位を、解任等の事由以外で喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)イ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
- ア) 2024年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年4月1日より新株予約権を行使できるものとします。
- イ) 当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(ク) 2004年7月9日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	557
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	3,342 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2004年9月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」の定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2004年6月24日及び同年7月9日開催の当社取締役会決議並びに同年7月9日開催の当社株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(ケ) 2003年10月3日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	630
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	3,780 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2003年12月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2003年9月18日開催の当社取締役会決議及び2003年10月3日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(コ) 2002年7月8日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第3四半期会計期間末現在 (2010年9月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	580
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	3,480 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2002年9月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2002年6月18日開催の当社取締役会決議及び2002年7月8日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2010年9月30日	—	6,947,813	—	117,550	—	31,690

## (6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動については把握していません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である2010年6月30日の株主名簿により記載しております。

## ① 【発行済株式】

2010年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 27,885	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,919,928	6,919,928	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,947,813	—	—
総株主の議決権	—	6,919,928	—

(注) ストックオプションの行使により、2010年9月末時点の完全議決権株式(自己株式等)の株式数は24,774株、完全議決権株式(その他)の株式数は6,923,039株、発行済株式総数は6,947,813株となっております。

## ② 【自己株式等】

2010年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジュピターテレコム	東京都千代田区丸の内 一丁目8番1号	27,885	—	27,885	0.40
計	—	27,885	—	27,885	0.40

(注) ストックオプションの行使等により、2010年9月末時点の自己名義所有株式数は24,774株となっております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2010年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	97,400	109,000	108,400	110,000	94,000	90,400	90,400	92,200	92,300
最低(円)	81,500	82,600	104,000	84,800	83,700	82,000	83,200	87,100	87,000

(注) 株価は2010年3月まではジャスダック証券取引所におけるものであり、2010年4月以降は大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであります。

なお、大阪証券取引所（JASDAQ市場）は、同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、当社株式は2010年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場となっております。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
社長 代表取締役	最高経営責任者 ケーブルTV事業部門担当	社長 代表取締役	最高経営責任者 ケーブルTV事業部門担当 兼 メディアアッティ部門担当	森 泉 知 行	2010年4月1日
取締役	ケーブルTV事業 部門担当補佐	取締役	ケーブルTV事業部門 関西地区本部長	松 本 正 幸	2010年4月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の前第3四半期連結会計期間（2009年7月1日から2009年9月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（2009年1月1日から2009年9月30日まで）の四半期連結財務諸表は、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、当第3四半期連結会計期間（2010年7月1日から2010年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2010年1月1日から2010年9月30日まで）の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則附則（平成21年内閣府令第73号）第6条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準による用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表の金額の表示は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間（2009年1月1日から2009年9月30日まで）及び第3四半期連結会計期間（2009年7月1日から2009年9月30日）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当連結会計年度の第3四半期連結累計期間（2010年1月1日から2010年9月30日まで）及び第3四半期連結会計期間（2010年7月1日から2010年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は2010年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、名称が有限責任あずさ監査法人に変更されました。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第3四半期連結会計期間末 (2010年9月30日)	前連結会計年度末 (2009年12月31日)
流動資産：			
現金及び現金同等物		72,388	64,426
売掛金		18,071	16,507
貸倒引当金		△501	△475
繰延税金資産（短期）		10,422	10,577
前払費用及びその他の流動資産		9,511	7,480
流動資産合計		109,891	98,515
投資：			
関連会社への投資	※4	9,744	9,122
その他有価証券－取得原価		2,143	2,143
投資合計		11,887	11,265
有形固定資産－取得原価：			
土地	※7	3,966	3,924
伝送システム及び設備		710,562	676,853
補助設備及び建物		58,684	54,389
		773,212	735,166
控除：減価償却累計額		△400,421	△357,161
有形固定資産合計		372,791	378,005
その他資産：			
のれん	※5	248,323	248,094
識別可能な無形固定資産－純額	※5	42,794	46,029
繰延税金資産（長期）		5,773	4,566
その他		15,683	15,183
その他資産合計		312,573	313,872
資産合計		807,142	801,657

(単位：百万円)

	注記 番号	当第3四半期連結会計期間末 (2010年9月30日)	前連結会計年度末 (2009年12月31日)
流動負債：			
短期借入金	※6	6,967	7,618
長期借入金－1年以内返済予定分	※6,8	9,280	12,353
キャピタルリース債務 －1年以内支払予定分：	※7		
関連当事者債務		16,978	16,620
その他		2,073	2,939
買掛金		26,828	25,616
未払法人税等		8,960	11,323
関連当事者預り金		5,920	5,133
繰延収益－1年以内実現予定分		8,303	8,383
未払費用及びその他負債		13,426	11,384
流動負債合計		98,735	101,369
長期借入金 －1年以内返済予定分控除後	※6,8	139,549	158,135
社債	※6	10,000	10,000
キャピタルリース債務 －1年以内支払予定分控除後：	※7		
関連当事者債務		38,629	38,520
その他		4,537	5,709
繰延収益		58,937	60,048
繰延税金負債（長期）		12,343	15,034
その他負債		26,756	23,251
負債合計		389,486	412,066
契約及び偶発債務	※12		
資本：			
資本金－無額面普通株式		117,550	117,242
授權株式数：            15,000,000株			
発行済株式数：			
2010年9月30日現在    6,947,813株			
2009年12月31日現在    6,940,110株			
資本剰余金		226,211	226,553
利益剰余金		60,963	39,834
自己株式		△2,329	△7,520
自己株式数：			
2010年9月30日現在    24,774株			
2009年12月31日現在    80,000株			
その他包括損失累計額		△1,358	△1,207
当社株主帰属資本合計		401,037	374,902
非支配持分資本		16,619	14,689
資本合計		417,656	389,591
負債及び資本合計		807,142	801,657

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結累計期間 (自 2009年1月1日 至 2009年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年1月1日 至 2010年9月30日)
営業収益：			
利用料収入		214,750	222,653
その他		31,218	45,097
営業収益合計		245,968	267,750
営業費用：			
番組・その他営業費用	※7	△90,311	△100,356
販売費及び一般管理費	※7	△49,082	△54,401
減価償却費	※5	△61,588	△63,821
営業費用合計		△200,981	△218,578
営業利益		44,987	49,172
その他の収益(費用)：			
支払利息－純額：			
関連当事者に対するもの		△1,260	△1,237
その他		△2,601	△2,539
持分法投資利益	※4	383	838
その他の収益－純額		264	515
税金等控除前利益		41,773	46,749
法人税等	※10	△17,996	△15,730
四半期純利益		23,777	31,019
控除：非支配持分帰属四半期純利益		△2,222	△2,377
当社株主帰属四半期純利益		21,555	28,642
1株当たり情報：			
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		3,142.54	4,149.80
希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		3,141.90	4,144.81
加重平均発行済普通株式数(株)			
－基本的		6,859,261	6,902,094
－希薄化後		6,860,647	6,910,409

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第3四半期連結会計期間 (自 2009年7月1日 至 2009年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2010年7月1日 至 2010年9月30日)
営業収益：			
利用料収入		72,392	75,110
その他		11,098	15,102
営業収益合計		83,490	90,212
営業費用：			
番組・その他営業費用	※7	△30,669	△34,896
販売費及び一般管理費	※7	△16,065	△17,900
減価償却費	※5	△22,167	△21,145
営業費用合計		△68,901	△73,941
営業利益		14,589	16,271
その他の収益(費用)：			
支払利息－純額：			
関連当事者に対するもの		△425	△403
その他		△912	△861
持分法投資利益	※4	176	480
その他の収益－純額		△8	108
税金等控除前利益		13,420	15,595
法人税等	※10	△5,334	△6,418
四半期純利益		8,086	9,177
控除：非支配持分帰属四半期純利益		△840	△759
当社株主帰属四半期純利益		7,246	8,418
1株当たり情報：			
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		1,056.48	1,216.36
希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		1,056.18	1,215.39
加重平均発行済普通株式数(株)			
－基本的		6,859,538	6,921,089
－希薄化後		6,861,466	6,926,629

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記 番号	前第3 四半期連結累計期間 (自 2009年1月1日 至 2009年9月30日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 2010年1月1日 至 2010年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
四半期純利益	23,777	31,019
四半期純利益を営業活動による現金の増加 (純額) に調整するための修正		
減価償却費	61,588	63,821
持分法投資利益	△383	△838
株式報酬費用	62	87
繰延税額	379	△3,795
事業譲渡におけるバーゲンパーチェス 取引に係る利益	—	△369
資産・負債の増減(企業結合を除く)：		
売掛金の増加(△)又は減少	608	△1,700
前払費用の増加	△106	△1,740
その他資産の増加	△477	△879
買掛金の増加又は減少(△)	△241	837
未払費用及びその他負債の増加	4,613	3,299
繰延収益の減少	△535	△1,570
計	89,285	88,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
資本的支出	△34,814	△40,044
事業譲受による支出	—	△1,075
その他の投資活動	346	253
計	△34,468	△40,866
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	125	616
自己株式の処分による収入	—	4,366
子会社株式追加取得による支出	△242	△209
短期借入金の増加又は減少(△) — 純額	1,322	△651
長期借入金の増加	30,000	—
社債発行による収入	10,000	—
長期借入金の元本支払	△39,504	△21,659
キャピタルリース債務の元本支払	△15,078	△16,216
配当金の支払	△5,076	△7,513
その他の財務活動	1,466	1,922
計	△16,987	△39,344
現金及び現金同等物の増減—純額	37,830	7,962
現金及び現金同等物の期首残高	21,503	64,426
現金及び現金同等物の四半期末残高	59,333	72,388

## 四半期連結財務諸表注記

### 1 会計処理の原則及び手続き並びに四半期連結財務諸表の表示方法

この四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下米国会計基準）に基づいて作成されております。

当社は、改正前の1934年米国証券取引所法施行規則12g3-2(b)に基づく申請を米国証券取引委員会に対して行っており、改正後の同規則に基づき米国会計基準に準拠した連結財務諸表及びその他の開示書類を作成し、開示しております。

当社が採用する会計処理の原則及び手続き並びに連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則及び手続き並びに表示方法と異なるもので、主要なものは以下のとおりであります。

#### (1) ケーブルテレビシステムの収益及び費用

ケーブルテレビシステムの工事と運営に係る収益及び費用について、ASC922「エンターテインメント—ケーブルテレビ」に従って会計処理しております。収益につきましては、加入者の新規設置料は当該サービスが提供された期に直接販売コストの範囲内で計上しております。それ以外の部分は繰り延べ、加入者がケーブルテレビ接続を持続すると見積もられる平均期間に亘って認識いたします。過去より、新規設置料は直接販売コストよりも金額が小さく、従ってこのような収益は設置が完了した期に認識しております。一方費用につきましては、新しいケーブル放送設備や分配線設備の工事費用及びケーブルサービスの設置費用を資産化しております。資産化される工事費用及び設置費用には材料費、労務費及び関連する間接費が含まれます。資産化される設置費用には加入者宅に当社のケーブルシステムを繋ぐ初期の接続にかかる費用、引込線の交換にかかる費用、デジタル、電話、インターネット等のサービスの追加により発生する費用が含まれます。一方、既に引込線が存在する加入者宅に対する再接続にかかる工事費用、サービスの停止や引込線の修理や維持に係る費用については発生した期に費用計上しております。

#### (2) 企業結合

企業結合については、ASC805「企業結合」に基づき取得法により処理しております。また、ASC350「無形資産—のれん及びその他」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

#### (3) 法人税等

法人税等については、ASC740「法人所得税」に従い、資産負債法に基づき繰延税金資産を計上し、将来の回収可能性を評価しております。また、同会計基準の規定により、申告上選択した税務ポジションが税務当局の調査を経た後も申告通りに維持される可能性が高い場合に税務ベネフィットを認識し、可能性が低い場合には税務コストを計上しております。

#### (4) 資産除去債務

ASC410「資産除去債務と環境負債」に従い、賃借建物等に対する原状回復義務及びケーブル設備等を除去する際の産廃費用を資産除去債務として負債に計上しております。

#### (5) 非支配持分帰属純利益

非支配持分帰属四半期純利益については、ASC810「連結」に従い、「四半期純利益」の後に区分して表示しております。

## 2 会計基準の変更

米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board、以下FASB) は、2009年8月に、会計基準の改正 (Accounting Standards Update、以下ASU) 2009-05「公正価値による負債の測定」を公表しました。ASU2009-05では、当該負債の活発な市場における価格が入手不可能な状況、又は、負債の移転を阻害するような制限があるような状況下において、負債の公正価値による測定方法を規定しています。また、同一の負債に関する測定日での活発な市場における価格、および資産の市場価格に対する調整が不要な場合で同一の負債が資産として取引される場合の活発な市場における価格の双方が、Level 1の公正価値測定であることを規定しています。当社は2010年第1四半期よりASU2009-05を適用しましたが、連結財務諸表上、影響はありません。

2009年10月、FASBはASU2009-13「複数の製品及びサービスが提供される収益取引」を公表しました。ASU2009-13では、取引価格を決定する売価の階層を確立することによって、複数の製品及びサービスを伴う契約において契約対価を配分することを規定しています。ASU2009-13は2010年6月15日以降に開始する会計年度に契約する取引及び契約条件に重要な変更のあった取引について適用となり、早期適用が認められています。当社では2010年第1四半期よりASU2009-13を早期適用していますが、連結財務諸表上、重要な影響はありません。

2009年12月、FASBはASU2009-16「金融資産の譲渡の会計処理」を公表しました。ASU2009-16では、適格特別目的事業体の概念を廃止し、金融資産の一部の譲渡の売却処理について条件を厳格にし、また、その他の売却処理について基準を明確にしています。さらに、譲渡した金融資産の譲渡人持分の初期測定方法についても変更しています。当社は2010年第1四半期よりASU2009-16を適用しましたが、連結財務諸表上、影響はありません。

2009年12月、FASBはASU2009-17「変動持分事業体に関する企業による財務報告の改訂」を公表しました。ASU2009-17では、変動持分事業体の要件を満たすFASB解釈指針 (Financial Accounting Standards Board Interpretation) 第46号改訂の例外規定を廃止し、変動持分事業体の新しい定義を盛り込んでおります。また、変動持分事業体が連結対象会社とすべきかどうか再評価をより頻繁に行うことを要求しております。当社は2010年第1四半期よりASU2009-17を適用しましたが、連結財務諸表上、影響はありません。

## 3 組替表示

現在の表記に合わせるため、過去の一部の金額の組み替えを行っております。

## 4 関連会社への投資

当社の関連会社は主にブロードバンドサービス事業とその関連事業を日本で行っております。当第3四半期連結会計期間末現在の持分割合は以下のとおりであります。

会社名	持分割合
ディスカバリー・ジャパン(株)	50.00%
ジュピターサテライト放送(株)	50.00%
(株)AXNジャパン	35.00%
アニマル・プラネット・ジャパン(株)	33.33%
(株)インタラクティブヴィ	32.50%
オープンワイヤレスプラットフォーム(同)	32.22%
日本デジタル配信(株)	26.63%
グリーンシティケーブルテレビ(株)	20.00%

当第3四半期連結会計期間末現在において、これらの関連会社投資の帳簿価額の中には、当該関連会社の純資産を当社の保有する株式投資取得原価が超過した部分である未償却ののれんを4,779百万円含んでおります。また、他に識別可能な無形固定資産を含んでおり、見積り耐用年数17年で償却しております。

## 5 のれん及びその他の無形資産

### のれん

のれん（純額）の帳簿価額の変動は以下のとおりであります。（単位：百万円）

	当第3四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年9月30日	前連結会計年度 自 2009年1月1日 至 2009年12月31日
のれん一期首残高	248,094	246,196
のれん一期中取得高	229	1,898
のれん一期末残高	248,323	248,094

### 識別可能な無形固定資産

識別可能な無形固定資産は、顧客関連資産、番組供給関連資産に係る無形固定資産及び商標権であります。これらは子会社取得時に当該子会社の既存顧客、番組供給契約から将来的にもたらされる経済価値及びブランド名を評価した無形固定資産であります。顧客関連資産は10年、番組供給関連資産は17年に亘り定額法により償却し、定期的にASC350「無形資産－のれん及びその他」に基づきその価値を評価しております。商標権は耐用年数の定めのない無形固定資産として償却は行わず、ASC350「無形資産－のれん及びその他」に基づき評価しております。当第3四半期連結会計期間末現在及び前連結会計年度末の、当社の識別可能な無形固定資産の残高はそれぞれ以下のとおりであります。（単位：百万円）

当第3四半期連結会計期間末	取得原価	償却累計額	期末残高-純額
顧客関連資産	29,622	△11,239	18,383
番組供給関連資産	27,641	△3,470	24,171
商標権	240	—	240
合計	57,503	△14,709	42,794
前連結会計年度末			
顧客関連資産	29,392	△8,996	20,396
番組供給関連資産	27,641	△2,248	25,393
商標権	240	—	240
合計	57,273	△11,244	46,029

識別可能な無形固定資産の償却費は、前第3四半期連結累計期間においては2,905百万円、当第3四半期連結累計期間においては3,464百万円、前第3四半期連結会計期間においては968百万円、当第3四半期連結会計期間においては1,154百万円であります。

## 6 借入金及び社債

借入金及び社債の概要は以下のとおりとなっております。（単位：百万円）

	当第3四半期連結会計期間末 2010年9月30日	前連結会計年度末 2009年12月31日
〈借入金〉 短期借入金 変動利率0.59-1.98%	6,967	7,618
シンジケートローン枠による借入金 満期2010年	—	8,985
タームローンによる借入金 満期2011-2016年	137,000	147,000
日本政策投資銀行からの有担保借入金 金利0%		
満期 2011-2019年	9,421	11,543
日本政策投資銀行からの有担保借入金 金利0.65%から3.00%		
満期 2011年-2018年	2,408	2,960
合計	155,796	178,106
控除：1年以内返済予定分	△16,247	△19,971
1年以内返済予定分控除後長期借入金	139,549	158,135
〈社債〉 無担保普通社債		
満期 2014年、金利1.51%	10,000	10,000

## 7 リース契約

当社は今後20年以内に満期の到来する様々なキャピタルリース契約(主にセットトップボックス)及び解約不能なオペレーティングリース契約を締結しております。キャピタルリースに係る設備の金額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 2010年9月30日	前連結会計年度末 2009年12月31日
伝送システム及び設備 .....	112,958	109,800
補助設備及び建物 .....	6,250	6,832
控除：減価償却累計額 .....	△58,848	△54,794
	<u>60,360</u>	<u>61,838</u>

キャピタルリースの下での資産の減価償却費は四半期連結損益計算書の減価償却費に含まれております。

当第3四半期連結会計期間末における、キャピタルリース及び解約不能なオペレーティングリースの下での将来の最低リース料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	キャピタルリース	オペレーティングリース
2010年 .....	5,585	72
2011年 .....	19,621	364
2012年 .....	15,619	162
2013年 .....	11,269	111
2014年 .....	7,421	75
2015年以降 .....	7,285	99
最低リース料総額 .....	<u>66,800</u>	<u>883</u>
控除：金利相当額 .....	△4,583	
最低リース料の現在価値 .....	62,217	
控除：1年以内支払予定分 .....	△19,051	
長期債務金額 .....	<u>43,166</u>	

当社は、事務所を解約可能な賃貸借契約で賃借しております。それらの賃料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年9月30日	当第3四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年9月30日
番組・その他営業費用 .....	3,399	3,405
販売費及び一般管理費 .....	1,260	1,238
合計 .....	<u>4,659</u>	<u>4,643</u>

また、当社及び子会社は特定の伝送設備及び電柱等の設備を解約可能なリース契約で賃借しております。それらのリース料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年9月30日	当第3四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年9月30日
番組・その他営業費用 .....	11,371	11,298
販売費及び一般管理費 .....	76	81
合計 .....	<u>11,447</u>	<u>11,379</u>

## 8 金融商品の時価

当社の借入金及び社債の時価は概ね帳簿価額と等しくなっております。借入金及び社債以外の金融商品についても、満期までの期間が短いためその時価は概ね帳簿価額と等しくなっております。

## 9 1株当たり損益

1株当たり損益（以下EPS）はASC260「1株当たり利益」に準拠して開示しております。ASC260では、基本的EPSは潜在的な普通株式による希薄化効果を除外し、純利益（損失）を当該年度の加重平均発行済株式数で除して算出いたします。希薄化後EPSは潜在的な希薄化について、株式の発行を伴う有価証券その他の契約が実行されるか、あるいは普通株式に転換された場合の影響を反映したものであります。

以下の表は、前第3四半期連結累計期間、当第3四半期連結累計期間の基本的及び希薄化後1株当たり情報を示したものであります。（単位：百万円）

	前第3四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年9月30日	当第3四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年9月30日
当社株主帰属四半期純利益(百万円)	21,555	28,642
加重平均発行済株式(株)		
基本的 .....	6,859,261	6,902,094
希薄化効果の影響 .....	1,386	8,315
希薄化後 .....	6,860,647	6,910,409
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		
基本的 .....	3,142.54	4,149.80
希薄化後 .....	3,141.90	4,144.81

以下の表は、前第3四半期連結会計期間、当第3四半期連結会計期間の基本的及び希薄化後1株当たり情報を示したものであります。（単位：百万円）

	前第3四半期連結会計期間 自 2009年7月1日 至 2009年9月30日	当第3四半期連結会計期間 自 2010年7月1日 至 2010年9月30日
当社株主帰属四半期純利益(百万円)	7,246	8,418
加重平均発行済株式(株)		
基本的 .....	6,859,538	6,921,089
希薄化効果の影響 .....	1,928	5,540
希薄化後 .....	6,861,466	6,926,629
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		
基本的 .....	1,056.48	1,216.36
希薄化後 .....	1,056.18	1,215.39

なお、2010年3月25日開催の定時株主総会において承認された期末現金配当金の総額は3,361百万円、1株当たり配当額は490円、効力発生日は2010年3月26日であります。また、2010年7月27日開催の取締役会において承認された中間現金配当金の総額は4,152百万円、1株当たり配当額は600円、効力発生日は2010年9月8日であります。

## 10 法人税等

当第3四半期連結累計期間の税金等控除前利益に対する税負担率は、前年同期の43.1%から33.6%となりました。前年同期と比較して税負担率が下降した主因は、当社が第2四半期に連結子会社である株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティングの中間持株会社2社（いずれも連結子会社）の清算を決定し、税務上、当社に株式の消滅損失等が発生したため、連結決算上、法人税等が減少したことによるものです。

## 11 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報は以下のとおりであります。（単位：百万円）

	前第3四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年9月30日	当第3四半期連結累計期間 自 2010年1月1日 至 2010年9月30日
現金支出額：		
利息支払額……………	3,361	3,256
法人税等支払額……………	18,267	20,785

## 12 契約義務

当社グループの番組供給会社は、委託放送事業者である子会社及び関連会社を通じて、個々のチャンネルが必要とする帯域幅に応じてトランスポンダー（衛星中継器）機能を利用する契約及び番組供給会社の発信する信号を中継器に送信するためのアップリンク・サービス（送信サービス）の契約を受託放送事業者と締結しております。その他、コンテンツ保有会社等と番組購入に関する契約を締結しております。また、当社グループではビデオ・オン・デマンドビジネスに関する最低保証契約を締結しております。当第3四半期連結会計期間末現在、当社が契約しているこれらの契約義務の合計金額は24,055百万円であります。

## 13 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第17期（2010年1月1日から2010年12月31日まで）の中間配当につきましては、2010年7月27日開催の取締役会において、2010年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり実施することを決議し、配当を行いました。

① 配当金の総額	4,152百万円
② 1株当たりの金額	600円
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2010年9月8日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2009年11月12日

株式会社ジュピターテレコム

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 秀敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2009年1月1日から2009年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2009年7月1日から2009年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2009年1月1日から2009年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項1参照）に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2009年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2009年10月1日付けで株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティングの株式を追加取得し、同社を連結子会社化した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2010年11月11日

株式会社ジュピターテレコム

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福 田 秀 敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2010年7月1日から2010年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2010年1月1日から2010年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2010年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。